

**県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画を策定する上で、事業者には業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

◇委託業務名

県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務

◇委託期間

契約締結日から平成26年3月25日まで

◇委託業務の目的

県立奈良病院移転後の奈良市平松地区周辺地域において、今後の少子高齢化の進展を見据え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な医療機能の確保に加え、予防・介護・健康づくり・子育てなどが連携した全国のモデルとなるようなまちづくりをすすめることを目的としたまちづくり基本計画の策定に関連する業務を委託する。

◇委託金額

27,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、これを超えた場合は契約を行いません。

◇担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）

奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係

TEL：0742-27-8920

FAX：0742-22-7471

E-mail：iryokanri@office.pref.nara.lg.jp

3 参加資格

以下の条件を全て満たすものとする。

◇地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

◇民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て中、または再生手続中でないこと。

◇会社更生法の規定による更生手続開始の申し立て中、または更生手続中でないこと。

◇物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

◇奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないものであること。

◇医療、介護または福祉関連のPFI方式または公有地活用型PPP方式による民間活力導入可能性調査業務について、平成20年4月1日以降に受託し、履行した実績を有するものであること。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

5 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

◇交付期間

平成25年5月15日（水）から平成25年5月23日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

◇交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係

◇交付資料

- ① 県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ② 業務委託仕様書
- ③ 参加申込書（様式1、2）
- ④ 質問票（様式3）
- ⑤ 提案書（様式4～7）
- ⑥ 周辺関係位置図

※上記の交付資料は、下記URLからダウンロードできます。

→奈良県医療管理課ホームページ

<URL>http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid=4182.htm

◇閲覧資料

平成24年度検討資料

※上記の閲覧資料は、交付資料の交付期間中、交付場所において、閲覧することができません。

6 参加申込書（様式1、2）の提出

◇提出期間

平成25年5月15日（水）から平成25年5月23日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

◇提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係

◇提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・資格調書（様式2）

◇提出方法

持参または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成25年5月23日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

◇備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行います。

7 質問及び回答

◇受付期間

平成25年5月24日（金）から平成25年5月27日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

◇提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係

◇質問方法

別紙「質問票」（様式3）に質問内容を記入し、事前連絡（0742-27-8920）の上、下記のFAX番号または電子メールあて送付してください。（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）

FAX：0742-22-7471

E-mail：iryokanri@office.pref.nara.lg.jp

◇質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成25年5月29日（水）までに、FAXまたは電子メールで回答します。

8 提案書（様式4～7）の提出

◇提出期間

平成25年5月30日（木）から平成25年6月4日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

◇提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3F）
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院・医大経営係

◇提出書類

- ・提案書表紙（様式4）
- ・提案者実施体制（様式5）
- ・提案書①～③（様式6）
- ・見積書（様式7）

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、提案書表紙（様式4）以外の提案書類（様式5～7）については、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とします。

◇提出方法

持参または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成25年6月4日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

◇提出部数

各1部（併せて写しを8部提出してください。）

◇その他

- ・用紙の規格は、A4版・左綴じとします。
- ・なお、提案者実施体制を1ページとし、各ページに通し番号を振ってください。
- ・提案書表紙（様式4）には、代表者の押印が必要です。

9 ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めため、ヒアリングを実施します。

◇日時

平成25年6月上旬（後日、提案者に対し詳細を連絡します。）

◇場所

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎内（予定）

◇留意事項

- ・時間は1提案者あたり、30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度を予定しています。
- ・ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ・ヒアリングへの参加者は、会場の都合上、最大5名程度としてください。なお、当該業務を担当する予定のスタッフの参加を必ずお願いします。

10 審査結果

奈良県は、別紙の「県立奈良病院跡地活用に係るまちづくり基本計画策定業務委託にかかる事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行います。

審査結果は、ヒアリング実施後、概ね7日以内に文書により、提案者あて通知します。

11 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等にあたって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

13 その他

◇必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

◇提案書等及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

◇提案に要する経費は、各事業者の負担とします。

◇提出された全ての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

◇提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。

◇提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

◇提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めません。

◇その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県財務規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。